

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年静岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(静岡市行政手続条例の一部改正)

第2条 静岡市行政手続条例(平成15年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(静岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 静岡市固定資産評価審査委員会条例(平成15年静岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「若しくは居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書

面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(静岡市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第17条の5第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(静岡市税条例の一部改正)

第6条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第32条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。